

(総則)

第1条 本規程は、本学会の学術委員会（以下、本委員会）に係わる全般的事項について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、本学会の学術に係わる重要事項について調査・助言・勧告・選出を行うことを目的とする。

(取り扱う事項)

第3条 本委員会が所掌するべき本学会の学術に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 年会の総合講演者の選出
- (2) 年会における正会員 OS の採否の決定への助言
- (3) 研究部会の活動状況の把握と研究部会への助言
- (4) 研究部会の承認・廃止についての理事会への助言
- (5) 本学会主催のシンポジウム等の学術テーマと企画責任者の選定
- (6) その他、本学会の学術に関係する重要事項

(委員)

第4条 学術委員は、学界と産業界のバランスに配慮して、正会員から5名以上10名以内を理事会で選任する。

第5条 学術委員の任期は委嘱の日より1年とし、連続して3年を超えない。

(委員長)

第6条 学術委員会に委員長を置く。

2. 委員長は委員の互選により選出する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の決議により実施する。

(施行)

第8条 本規程は2019年11月29日より施行する。